

大和市立病院運営審議会（2022年7月22日書面開催）補足資料

1. 補足説明（先日送付した資料に沿ってご説明します）

1. 経営計画策定の基本的な位置づけ

- ・ 本計画は、大和市の「健康都市やまと総合計画」、県の「神奈川県地域医療構想」と整合をとったうえで、総務省が定めた「公立病院経営強化ガイドライン（追加配布資料③、以下「ガイドライン」と言う。）」に沿って策定する経営計画（＝経営強化プラン）です。
- ・ 今回出されたガイドラインの特徴として主なポイントは4点あります（送付資料 P1 中央）が、総務省の策定背景として、地方において医師・看護師不足が深刻化し、医療提供体制の維持が既に困難になってきていることがあります。さらに、2024年から本稼働する医師の働き方改革により労働力の全体量が縮小することも見込まれます。
- ・ 一方で、人口減少により確保すべき医療供給側の量も見極めが必要となっています。
- ・ こうした状況から、これまで以上に地域における機能分化・連携強化が強く求められています。

2. 経営計画の全体構成

- ・ 3～8章がガイドラインで示された内容に沿ったもので、本院及び地域の実情に合わせて記載しています。
- ・ 9～10章についても、ガイドラインを参考に目標達成に向けた具体的な取組及び点検・評価について記載しています。

3. 今後の意見照会の予定

- ・ ガイドラインでは「プラン策定にあたり、病院事業担当部局のみで策定するのではなく、一般会計の企画・財政担当部局や医療政策担当部局を含め、市全体を通じて関係部局が連携して策定することが望ましい。また、（略）地域の医師会等の関係者との意見交換を丁寧に行うとともに、その他の学識経験者や専門家等の知見も活用することが望ましい」とあります。
- ・ これらの助言を参考にし、これまで次のような意見照会を行ってきました。
 - ① 院内：経営企画会議（1/6、2/3、4/14、6/2、7/7）、経営計画ワークショップ（2/16、3/28、4/7）
 - ② 市：政策部（企画・財政担当部局）との意見交換（6/3）、健康福祉部（医療政策担当部局）へ意見照会（6月）
 - ③ 地域：大和市医師会会員を対象としたアンケート（6月）、医師会との意見交換（8月下旬予定）
- ・ 上記の他、12月～1月の間でパブリックコメント（市民意見公募）を実施予定です。
- ・ 運営審議会では、9月末、11月末に再度意見を伺う機会を設ける予定です。

4. 特に意見聴取をお願いしたい内容

- ・ 今回の運営審議会では、計画全体の中でもこの時期に特にご意見を伺いたい章（1、3、5、7、9章）に限ってご説明します。
- ・ 送付資料の構成としては、左半分が現在策定中の計画案の抜粋、右半分が備考及びガイドライン抜粋となります。

【第1章 基本的事項】

- ・ 基本理念及び基本方針は、普遍的なものとして前経営計画から踏襲しています。なお、機能分化・連携強化を進めていく視点から、これまで以上に地域の基幹病院としての役割を意識した病院運営を目指します。

【第3章 役割・機能の最適化】

(1)地域医療構想を踏まえた本院の果たすべき役割・機能

- ・ ガイドラインに加えて、2022年診療報酬改定も機能分化を推進していくことが強調されていることから、本院は構想区域における基幹病院の一つとして、将来にわたって高度急性期及び急性期医療の拠り所として在り続けることを目指します。そのためにも、高度急性期及び急性期医療を提供する病院としてふさわしい施設基準（急性期充実体制加算又は総合入院体制加算）の取得に向けて取り組んでいきます。
- ・ ガイドラインでは、精神医療についても、精神障害者の地域移行が求められていること、うつ病・認知症・発達障害・依存症等の患者や高齢化に伴う身体合併症を有する精神障害者の増加等により精神医療のニーズが高まっていることなどを踏まえ、総合的に必要な医療を受けられる体制を構築するため、多様な精神疾患の状態及び特性に応じた精神病床の機能分化、各種保健医療機関や福祉施設等との連携強化、長期入院者の退院支援等を進めることが重要とされました。しかしながら、本院は精神科の常勤医が1名のみのため、果たすべき特段の役割・機能を担うことが難しい状況にあります。そのうえで、記載すべきご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

【第5章 経営形態の見直し】

- ・ 経営形態ごとの特徴等は次のとおりです。

(次ページ)

地方公営 企業法 一部適用 ※現在の経営形態	<ul style="list-style-type: none">・ 経営責任者は「市長」・ 条例で設置及びその経営の基本を定め、その他は市長が規則等で決定・ 政策医療（救急医療や小児周産期医療）等の確保のため、一般会計の負担あり
地方公営 企業法 全部適用	<ul style="list-style-type: none">・ 経営責任者は「事業管理者」。経営上の権限を担うことが明確化・ 条例で設置及びその経営の基本を定め、その他は事業管理者が企業管理規定で決定・ 職員の人事・給与、予算等に係る権限が一部付与される・ 地方公共団体の一部。政策医療の確保等のため、一般会計の負担あり
地方独立 行政法人 (非公務員型)	<ul style="list-style-type: none">・ 経営責任者は「理事長」。経営上の権限を担うことが明確化・ 職員の身分は非公務員・ 予算・財務・契約、定数・人事などの面で公営企業より自律的・弾力的な経営が可能・ 自治体から独立した法人。ただし、地方公営企業に準じた取扱いの繰入れあり

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立時に債務超過の場合は、一般会計の追加出資が必要
指定管理者 制 度 (公設民営)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の医療法人等に施設の管理を行わせる制度（公設民営制度） ・ 経営責任者は「指定管理者」 ・ 契約に基づく一般会計からの支出が可能 ・ 協定により政策的医療のための一般会計負担も可 ※経営状況によって一般会計負担が増大するリスクあり

民間譲渡 ※公立病院では なくなる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体病院の売却（民営化） ・ 経営責任者は「民間法人の長」 ・ 一般会計からの繰入れはない
-------------------------	--

(2) 経営形態の見直しに係る記載事項

- ・ 県内他市病院や本市の地域特性を踏まえ、全部適用に移行し経営改革を目指したいと考えます。

(参考) 県内他市病院の経営形態

全部適用：平塚市、三浦市、厚木市、小田原市、茅ヶ崎市※移行予定

一部適用：藤沢市、大和市

指定管理：横須賀市（市民病院及びうわまち病院）

- ・ 本院が全部適用へ移行し実践したい経営改善項目としては、主に次の2点。
 - ① 事業管理者を設置し、事業管理者に広範な権限を与え、経営責任を明確化。
 - ② 人事権、給与決定権、契約締結権等を事業管理者に付与し、意思決定の柔軟性と迅速化を図る。
- ・ 経営形態の見直しにあたっては市側との調整を十分に行い、最終的な意思決定を行います。

【第7章 施設・設備の最適化】

(1) 施設・設備の適正管理と整備費の抑制

- ・ 病院建替後、間もなく30年が経過します。診療科数や職員数が増加したことによる狭隘化や外壁・電気・機械・給排水設備等インフラ設備の老朽化への対応が現在大きな課題となっています。
- ・ 2021年度に見直した施設保全計画に沿って、向こう30年程度現在の施設を使用することを前提とした効率的な施設・設備改修を行うことで、施設の長寿命化を図ります。

(現在、建て替えの計画はありません)

【第9章 目標達成に向けた重点取組項目】

<修正依頼>

第9章3項目「5つの基本方針」とありますが、「基本方針」は第1章の基本方針と重複するため、名称を「5つの重点取組方針」に改めます。

- ・ 院内（経営企画会議や経営計画ワークショップ）にて出された意見をもとに、基本理念及び2つの基本方針の分けごとに5つの重点取組方針を設定しています。
- ・ 計画本体としては、これら5つの重点取組方針ごとに、①目指す姿、②具体的実践項目の記載を予定しています。